慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	EUの安全保障防衛政策(ESDP)と世論
Sub Title	European Security and Defence Policy (ESDP) and Public Opinion
Author	田中, 俊郎(Tanaka, Toshirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.1 (2009. 1) ,p.21- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090128-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

EUの安全保障防衛政策（ESDP）と世論

田中俊郎

はじめに
第一節　*Standard Eurobarometer* で見る世論（二〇〇七年秋）
第二節　*Special Eurobarometer* で見る世論（二〇〇〇年秋）
第三節　再検証
第四節　不十分な支持
おわりに

はじめに

EUの政策領域のなかで、過去一〇年の間に最も進展を見せ、脚光を浴びてきた領域は一九九三年から始まった共通外交安全保障政策（Common Foreign and Security Policy: CFSP）と、その一部で一九九九年に採択された欧州安全保障防衛政策（European Security and Defence Policy: ESDP）である。(1)

もともとEUの出発点となった一九五〇年五月九日のシューマン・プランおよびその構想から一九五二年八月に誕生した欧州石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community: ECSC）は、ヨーロッパ、ひいては世界

の火薬庫となってきたドイツとフランスの間の戦争を物理的にも、心理的にも、不可能にする「不戦共同体（Non-War Community）」を構築し、ヨーロッパにおいて恒久的な平和を確立することが最も重要な目的であった。その意味では、シューマン・プランとＥＣＳＣは、石炭と鉄鋼という経済的手段を使いながらも、安全保障上の配慮と目的から生まれた政治的構想であったことを忘れてはならない。

しかし、一九五四年八月の提案国フランスの国民議会による欧州防衛共同体（European Defence Community: ＥＤＣ）条約の批准拒否と、それと同時進行的に議論されてきた欧州政治共同体（European Political Community: ＥＰＣ）構想が流産に終わったことから、ヨーロッパ統合の政策領域は、欧州経済共同体（European Economic Community: ＥＥＣ）を中核機構として経済を中心に進められることになった。一九六〇年代には、ドゴール仏大統領が提案した政治連合構想も議論されたが、結実することはなかった。

やっと一九七〇年代になって「ＥＤＣのトラウマ」から解放され、ＥＥＣの共通通商政策が発動し始めたこともあり、構成国の外交政策を調整し、可能な限り「ひとつの声」で発言し、可能な場合には共通行動（a common action）を目指す欧州政治協力（European Political Cooperation: ＥＰＣ）の枠組みが基本条約の外で誕生した。その後ＥＰＣは、一九八七年七月に発効した単一欧州議定書（Single European Act）によって基本条約に規定されたが、世界のさまざまな問題に多くの宣言を発出するだけで、実行がともなわないことから「宣言外交」と揶揄されることもあった。(2) しかし、一九九一年一二月に調印され、一九九三年一一月に発効した欧州連合条約（マーストリヒト条約）のなかで、将来の共同防衛（a common defence）を含めて、ＣＦＳＰが規定され、共通の立場（a common position）を採択し、共同行動（a joint action）をとることが可能になった。名称も目的も壮大なものになったが、実際には、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: ＮＡＴＯ）を最優先し、ＥＵが独自の軍事的手段を持つことに積極的でない英国がその態度を変えない限り、大きな進展は期待できないと思

われていた。

しかし、一九九七年五月の総選挙で勝利した労働党のトニー・ブレア首相の登場とともに、英国の安全保障政策がより柔軟になり、一九九八年一二月ジャック・シラク仏大統領との間でサンマロ宣言が採択され、ＮＡＴＯ、とくに米国が関与しない問題に対応できるヨーロッパ独自の軍事的手段を用意することが可能になった。条約上も、一九九七年一〇月に調印され、一九九九年五月に発効したアムステルダム条約でＣＦＳＰが強化され、とくにＣＦＳＰ上級代表（理事会事務総長）が制度化され、元ＮＡＴＯ事務総長のハビエル・ソラーナが起用された。さらに、一九九九年六月のケルン欧州理事会で、ＥＳＤＰの枠組みが創設され、同年一二月にはヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール（ＨＨＧ）が採択され、軍事的手段が用意されることになった。その背景には、一九九〇年代前半のユーゴスラビア連邦の解体によるボスニア・ヘルツェゴビナ紛争や一九九八―九九年のコソボ紛争において、ＥＵが外交的な解決に失敗し、最終的には米国やＮＡＴＯの軍事力によって解決されたという苦い経験があった。ＨＨＧは、その後ヘッドライン・ゴール二〇一〇年（HG2010）に改訂され、より柔軟な戦闘能力を備えた戦闘群（Battlegroups）に編成された。

その間、九・一一同時多発テロとアフガニスタン戦争では、ＥＵ内部もまた米国との間においても意見は一致したが、イラク戦争ではＥＵ内部も真っ二つに割れ、米国と意見を異にする構成国も現れることになった。このため、ソラーナＣＦＳＰ上級代表やロバート・クーパー理事会対外政治軍事総局長等の手によって作成された「ＥＵ安全保障戦略（Secure Europe in a Better World, European Security Strategy: ESS）」[3]が二〇〇三年一二月のブリュッセル欧州理事会で採択され、ＥＵは「グローバル安全保障アクター」として名乗りを上げた。

ＥＳＳの採択とともに、この二〇〇三年は、ＥＳＤＰ元年として記憶されるであろう。一月に最初のミッションとしてＥＵ警察ミッション（ＥＵＰＭ）がボスニア・ヘルツェゴビナに派遣されたのを皮切りに、三月には最

初の軍事的ミッションとしてConcordiaがマケドニアに派遣された。規模が大きいのは、二〇〇四年七月からボスニア・ヘルツェゴビナに派遣されているEUFOR ALTHEAである。しかし、「具体的な活動を概観すると、着実に『EU化』の方向に進みつつあること、そもそも非軍事的な活動が多いが、軍事的なものでも内容的には（少なくともこれまでのところ）平和維持活動的なものにとどまっていることに気づく」[4]。慎重にミッションが選択されていることをうかがわせる[5]。

わが国でも、これまでCFSPやESDPについて多くの業績がすでに発表されている。阪南大学の辰巳浅嗣教授[6]、植田隆子在欧州連合日本政府次席大使（ICU教授）[7]、防衛大学校の広瀬佳一教授[8]、尚美学園大学の小林正英准教授[9]、在ベルギー日本国大使館専門調査員の鶴岡路人氏[10]、渡邊啓貴在フランス日本国大使館公使（東京外国語大学教授）[11]などの優れた研究がある。しかし、これらの研究には市民の反応や世論の動向などについてはほとんど触れられていない。

そこで、本稿は、EUの市民がCFSP（共通外交安全保障政策）、とくにその一部であるESDP（欧州安全保障政策）について、いかに認識し、どのような意見をもっているのかを明らかにすることを目的とするものである。材料は『ユーロバロメーター』を使用するが、欧米の研究者の成果も紹介したい。

第一節　*Standard Eurobarometer* で見る世論（二〇〇七年秋）

欧州委員会が、一九七四年以来定期的に行ってきた*Standard Eurobarometer*のうち執筆時（二〇〇八年八月末日）においてFull Reportで入手できる最新号は第六八号で、二〇〇七年九月二二日―一一月三日までに調査が行われたものである[12]。各国、それぞれ約一〇〇〇人[13]の市民が調査対象になっている。

グラフ -1: 共通外交政策 (EB-68, Autumn 2007, p. 120)

QA22.2 What is your opinion on each of the following statements? Please tell me for each statement, whether you are for it or against it.

-A common foreign policy among the Member States of the EU, towards other countries - % EU

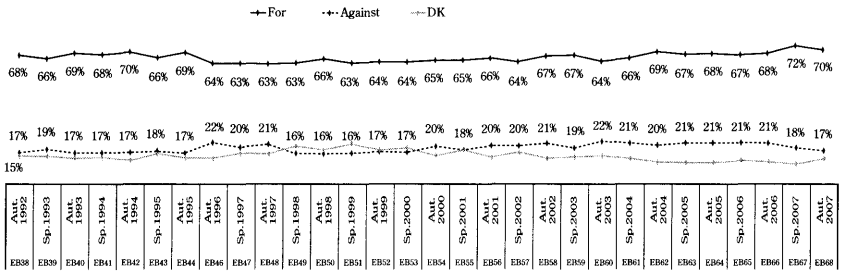

（一）共通外交政策に対する支持（グラフ―1）

質問（QA22.2）「他国に対するEU構成国による共通外交政策について賛成ですか、反対ですか」に問われた結果は、グラフ―1の通りである。一九九二年秋（三八号―対象一五カ国、六一号―二〇〇四年春以後二五カ国）以来一貫して支持が多数を占めてきた。イラク戦争後の二〇〇三年秋（六〇号）でも六四％で、二〇〇七年秋（二七カ国）では、支持は、これまで最高の七二％を記録した前回（二〇〇七年春）と比べて二ポイント落ちて七〇％となっている。しかし、それでも非常に高い支持率であることには変わりがない。反対はさらに一ポイント落ちて、一七％となっている。

しかし、国別に見るとばらつきが見られ、決して一様ではない。高い支持を見せた構成国は、高い順に、ギリシャ（八八％）、ドイツ（八五％）、キプロス（八一％）、スロバキア（八一％）、スロベニア（八一％）、ハンガリー（七九％）、ポーランド（七九％）、ベルギー（七八％）、ルクセンブルク（七五％）、エストニア（七四％）、リトアニア（七四％）、スペイン（七三％）、オランダ（七〇％）、ルーマニア（七〇％）で、一四カ国がEU平均（七〇％）以上である。

逆に支持が相対的に低いのは、低い順に、英国（四六％）、スウェ

グラフ -2: 共通防衛安全保障政策 (EB-68, Autumn 2007, p. 122)

-Support for a common defence and security policy among EU Member States - % EU

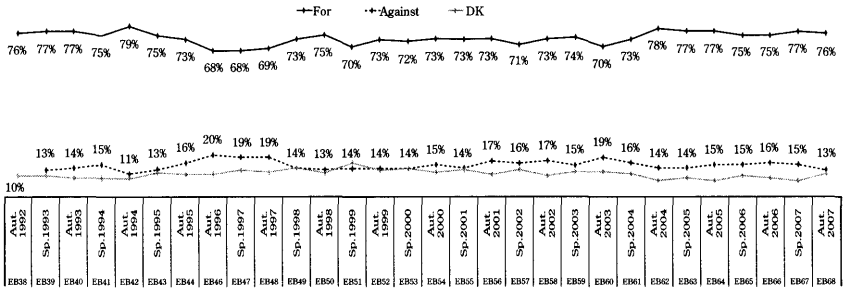

ーデン（五一％）、マルタ（五八％）、ポルトガル（五八％）、フィンランド（六二％）、デンマーク（六三％）、オーストリア（六六％）、イタリア（六六％）、アイルランド（六六％）、ブルガリア（六八％）、ラトビア（六八％）、チェコ（六八％）、フランス（六九％）で、一三カ国がＥＵ平均以下である（pp. 120-21）。反対論（ＥＵ平均一七％）は、スウェーデンで四〇％、英国で三四％と高いのが他の構成国と比較して突出しているが、それでもＥＵ構成国による共通外交政策は、スウェーデンと英国を含めてすべてのＥＵ構成国において多数によって支持されているのである。

なお、加盟候補国では、マケドニア（七八％）、クロアチア（六七％）では高く支持されているが、トルコでは支持が三九％、反対三七％、ＤＫ二四％と、賛否が拮抗している（pp. 120-21）。

（二）共通防衛安全保障政策に対する支持（グラフ―2）

質問（QA22.3）「ＥＵ構成国による共通防衛安全保障政策について賛成ですか、反対ですか」と問われた結果についても、グラフ―2が示すように、一九九二年秋（三八号―一五カ国、六一号―二〇〇四年春以後二五カ国）以来一貫して支持が圧倒的多数を占めてきている。二〇〇七年秋（二七カ国）では、支持は前回（二〇〇七年春）と比べて一ポイント落

としたが、依然として七六％と高い支持を記録し、共通外交政策よりも支持が六ポイントも高い。反対は二ポイント落ちて、一三％（DKと同じ）となっている。

しかし、国別に見ると、決して一様ではない。基本的には、共通外交政策と同じ傾向を示しているが、高い支持率は、高い順に、キプロス（九〇％）、ギリシャ（八九％）、スロバキア（八九％）、ベルギー（八八％）、ドイツ（八八％）、ルクセンブルク（八六％）、スロベニア（八六％）、チェコ（八五％）、エストニア（八五％）、ハンガリー（八四％）、ポーランド（八四％）、フランス（八二％）、リトアニア（八二％）、オランダ（八〇％）、ラトビア（八〇％）、ルーマニア（七八％）、スペイン（七六％）で、一七カ国がEU平均（七六％）以上である（pp.122-23）。

逆に共通防衛安全保障政策に対する支持が相対的に低いのは、低い順に、英国（五三％）、スウェーデン（五四％）、オーストリア（六五％）、フィンランド（六六％）、ポルトガル（六七％）、アイルランド（六七％）、マルタ（六九％）、デンマーク（七一％）、ブルガリア（七二％）、イタリア（七二％）で、一〇カ国がEU平均（七六％）以下となっている（p. 123）。反対論（EU平均一三％）は、スウェーデンで三八％、英国で三一％と高いのが他の構成国と比較して突出しているが、それでもEU構成国による共通防衛安全保障政策は、スウェーデンと英国を含めてすべてのEU構成国において過半数以上、ほとんどの構成国で圧倒的多数によって、支持されている。なお、加盟候補国では、マケドニア（八四％）、クロアチア（七二％）では高く支持されているが、トルコでは支持が四〇％、反対三五％、DK二五％と、拮抗している（p. 123）。

（三）政策は、自国政府が決定すべきか、EUと共同決定すべきか

質問（EB 69, QA 35/36）「どの政策領域について、自国政府が決定すべきか、自国政府とEUが共同で決定すべきかと考えますか」。以下は、自国政府とEUが共同して決定すべきであるとの回答について、直近の過去三

回分（First Result しかまだ公表されていない EB 69, 二〇〇八年春（Sp）を含めて）の調査結果である。(14)

自国政府とEUが共同して決定すべきであると考える政策領域で最も求められているのは、テロリズム撲滅である。七九％（EB69 Sp 2008）、八一％（EB68 Aut 2007）、八一％（EB67 Sp 2007）であった。同様に、環境保全：七一％（EB69 Sp 2008）、七三％（EB68 Aut 2007）、六九％（EB67 Sp 2007）／科学技術開発：七〇％（EB69 Sp 2008）、七二％（EB68 Aut 2007）、七一％（EB67 Sp 2007）の順であった。

上から四番目の政策領域が、本稿の対象となっている防衛外交問題である。六四％（EB69 Sp 2008）、六七％（EB68 Aut 2007）、六二％（EB67 Sp 2007）の回答者が、防衛外交問題について自国政府はEUと共同して決定を行うべきであると考えている。

その他の政策領域は、経済困難に直面する地域への支援：六二％（EB69 Sp 2008）、六四％（EB68 Aut 2007）、六〇％（EB67 Sp 2007）／エネルギー：六一％（EB69 Sp 2008）、六八％（EB68 Aut 2007）、六一％（EB67 Sp 2007）／移民：五八％（EB69 Sp 2008）、六三％（EB68 Aut 2007）、五九％（EB67 Sp 2007）／犯罪撲滅：五八％（EB69 Sp 2008）、六一％（EB68 Aut 2007）、六〇％（EB67 Sp 2007）／競争：五五％（EB69 Sp 2008）、五七％（EB68 Aut 2007）、五七％（EB67 Sp 2007）／農漁業：五一％（EB69 Sp 2008）、五三％（EB68 Aut 2007）、五〇％（EB67 Sp 2007）／インフレーション撲滅：五一％（EB69 Sp 2008）、四九％（EB68 Aut 2007）、（無調査 EB67 Sp 2007）／消費者保護：五〇％（EB69 Sp 2008）、五三％（EB68 Aut 2007）、四八％（EB67 Sp 2007）／その他に運輸／経済／失業撲滅／健康／教育システム／社会福祉／課税の順で続き、最も低い政策領域（逆に国家政府が決定すべき）は、二四％（EB69 Sp 2008）、二六％（EB68 Aut 2007）、二五％（EB67 Sp 2007）の年金であった。

（四）CFSP／ESDPの発展について

「EUはすでに共通外交安全保障政策および欧州安全保障防衛政策を持っている。現在、それらをどれだけ発展させるか」について、二つの問題について質問している。

（1）質問（QA23.1）「EUの外交政策は、米国の外交政策から独立すべきだと思いますか」との問いには、七八％が同意すると（同意しない一一％、DK一一％）答え、二〇〇七年春よりも二ポイント下がっている。しかし、圧倒的な多数が、EUの外交政策は、米国の外交政策から独立して行うべきであると考えている。

国別では、ギリシャ（九四％）、ドイツ（九一％）、キプロス（八九％）、フィンランド（八七％）、スロベニア（八七％）が強い支持を示し、支持が最も低いのがルーマニアであるがそれでも六四％で、ポルトガル（六六％）、イタリア（六七％）が続いている。それでも、構成国のすべてにおいて圧倒的多数が、EUの外交政策は、米国の外交政策から独立すべきであると考えている

加盟候補国では、マケドニア（八二％）、クロアチア（七九％）、トルコでも五八％が、米国の外交政策から独立すべきであると考えている（pp. 128-29）。

（2）なお、二〇〇七年春の調査にあった「EU外相」についての調査項目は、欧州憲法条約が放棄されリスボン条約に変更された結果、名称も変更されたためか、秋の調査でははずされ、以下は二〇〇七年春の調査結果である。

質問（BE67, QA39.1）「EUは共通のEU立場についてスポークスパーソンとなることのできる独自の外相を持つべきだと思いますか」との問いに、六九％の市民が支持を表明していた。国別では、ベルギー、スロベニアとブルガリアが八一％と高く、低いほうでは、デンマーク（四八％）、スウェーデン（五二％）、ルーマニア（五四％）、英国（五七％）となっていた。加盟候補国では、クロアチアとマケドニアが七五％であったが、トルコでは五〇％と相対的に低かった（EB67, p. 166）。

第二節　*Special Eurobarometer* で見る世論（二〇〇〇年秋）

前述のように、一般的には、ＥＵの共通外交安全保障政策および共通防衛安全保障政策に対する市民の支持は一貫して非常に高い。

しかし、『ユーロバロメーター』による、より詳細な調査は、過去において二〇〇〇年秋（調査時期：二〇〇〇年一一月一四日―一二月一九日）に行われたものが唯一あるだけである。この時期は、ＣＦＳＰを強化したアムステルダム条約が一九九九年五月に発効し、六月のケルン欧州理事会で欧州安全保障防衛政策（ＥＳＤＰ）推進の決定を受け、一二月のヘルシンキ欧州理事会は、二〇〇三年までにＥＵ緊急展開部隊（ＲＲＦ）、約六万人規模を編成する、いわゆる「ヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール」を決定し、その具体化の作業が始まっていた。

この二〇〇〇年秋における『ユーロバロメーター』の調査[15]でも、ＥＵ―一五カ国における共通防衛安全保障政策の支持は七三％に上り（EB54, p. 69, EB68, p. 122）、共通外交政策についても、支持が相対的に低い時期であったが、それでも六五％が支持していた（EB54, p. 69, EB68, p. 120）。この調査に際して、議長国ベルギーの国防省のイニシアティヴで、欧州委員会の了解を得た上で、ヨーロッパ防衛について特別に八つの調査項目が挿入され、*Special Eurobarometer* 第一四六号[16]として後に発表された。拡大、共通農業政策、環境などについての *Special Eurobarometer* による調査はたびたび行われ、最新では三〇〇号を数えるが、ヨーロッパ防衛についての詳細な調査は、これだけに止まっている。以下は、その調査結果である。

（一）　脅威の種類（図―1）

図－1　ヨーロッパ人たちが感じる脅威（単位：「脅威」%）

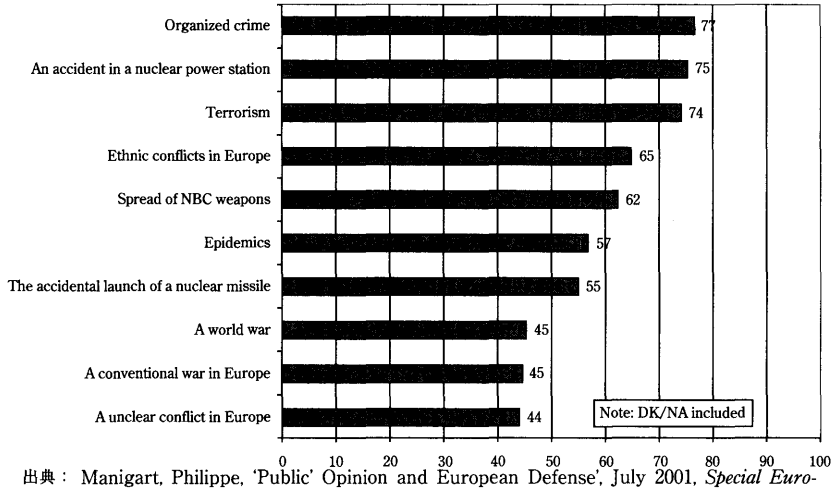

出典：Manigart, Philippe, 'Public' Opinion and European Defense', July 2001, *Special Eurobarometer*, No. 146.

ヨーロッパ人たちが感じる脅威は、組織犯罪（七七%）、原子力発電所の事故（七五%）、テロリズム（七四%）が高く、非軍事的危険を脅威として認識している。他方、軍事的脅威は相対的に低く、ヨーロッパにおける核紛争（四四%）、ヨーロッパにおける通常戦争（四五%）、世界戦争（四五%）となっている。かつての冷戦時代のような明白な敵の存在がなくなり、感じる危険と脅威が多様化していることがわかる。

国別に見ると、一五カ国の内、一一カ国では同様の脅威が、順序の違いはあっても、ベスト三に入っている。デンマーク、オランダ、スウェーデンでは、ヨーロッパにおける人種紛争がトップの脅威と認識され、ポルトガルでは感染症がトップになっている。一〇の脅威について、脅威なし（〇）から全ての人が脅威を認識する（一〇）までのスケールで見ると、フィンランドが四・五〇と最も低く、ポルトガルが七・八九で最も高い。

年齢別で見ると、ヨーロッパにおける通常戦争の脅威について、若い世代（一五―二四歳）の方が四一%と低く、年齢の高い世代（五五歳以上）の方が四六%と、危

図－2　軍隊の役割（単位："Yes"の%）

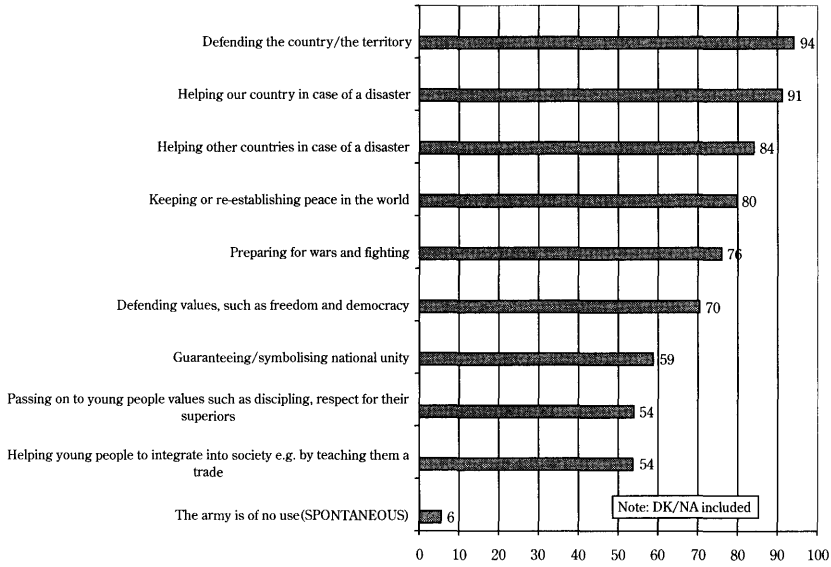

出典：Manigart, Philippe, 'Public' Opinion and European Defense', July 2001, *Special Eurobarometer*, No. 146.

機感をもっている。全体として、年齢が高くなればなるほど、いろいろな脅威を認識している。逆に、学歴が高くなるほど、脅威（とくに軍事的脅威）認識は低い。また、女性の方が、男性と比べて、いろいろな脅威を絶えず多く認識し、とくに軍事的脅威について高く認識している。

（二）軍隊の役割（図―2）

軍隊の役割や使命について、国家や領土を防衛することが九四%と最も高く、次いで災害時における自国支援（九一%）、災害時における他国支援（八四%）、世界の平和維持・再構築（八〇%）、戦争や戦闘に備える（七六%）、自由・民主主義のような価値を守る（七〇%）の順になっている。

軍隊の伝統的な役割である、国家統一の保障・象徴は五九%、規律、上官に対する尊重などのような価値を若い人々へ伝えることは五四%、生業を教えて若い人々が社会に統合するこ

とを支援する（五四％）などは低い。六％の回答者は即時に、軍隊に価値を見出していないと答えた。

国別に見ると、スペインとルクセンブルクを除いて、国家の防衛が九〇％を超えてトップを占め、災害時自国民支援が第二位になっている。スペインとルクセンブルクでは、自国支援と他国支援が第一位と第二位を占めている。一五カ国の内、唯一英国だけが、軍隊の伝統的な任務、とくに戦争や戦闘に備えるが九三％で第二位になっている。九〇％を超えるのは英国とギリシャだけである。戦争や戦闘に備えることは、スウェーデン（三八％）、ルクセンブルク（四一％）、オーストリア（五二％）で、それぞれの最下位となっている。中立政策や永世中立であった諸国と、人口の少ないルクセンブルクの軍隊が小規模であることが調査結果に影響を及ぼしている。平和維持、平和再興などについては、オーストリアの六〇％から、ギリシャとアイルランドの八九％まで開きがある。

（三）軍隊に対する信頼度（図―3、4）

一六種類の諸機関に対するヨーロッパ人の信頼度について問うた調査結果は、軍隊（七一％）が首位で、警察（七〇％）が続き、教育制度（六六％）、慈善・任意団体（六二％）、国際連合（六一％）、ラジオ（五五％）、テレビ（五四％）、教会（五二％）となっている。

逆に、信頼度が低いのは、政党（一八％）、大企業（三五％）、新聞（三八％）、国内議会（四二％）、ＮＧＯ（四三％）、労働組合（四三％）、公務員（四五％）、司法制度（五〇％）の順となっている。軍隊と警察に対する信頼度が高く、政党や大企業に対する信頼度が低いのが目を引く。慈善・任意団体がＮＧＯより高いのは、ＮＧＯとは何かがわからないためと想像される。新聞よりも、ラジオやテレビの方が信頼されているのも面白い。

ＥＵ平均で七一％の軍隊に対する信頼度の国別の内訳は**図―4**の通りである。最高のフィンランドの九一％から最低のスペインの六五％まで意見の開きがあるが、すべての構成国で六〇％を超えている。年齢別に見ると、

図－3　16機関に対する信頼度（単位：「信頼する」%）

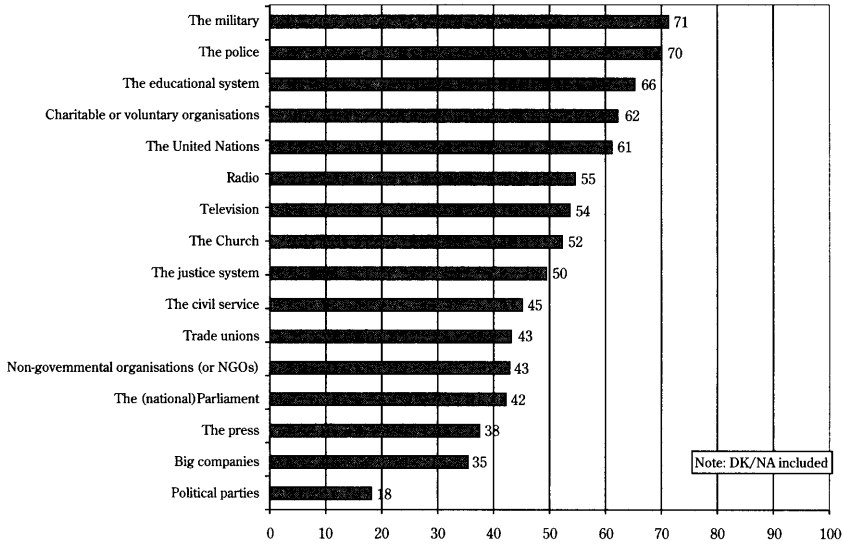

出典：Manigart, Philippe, 'Public' Opinion and European Defense', July 2001, *Special Eurobarometer*, No. 146.

五五歳以上（七七%）、四〇―五四歳（七一%）、一五―三九歳（六八%）と、年齢が高い方が軍隊に対する支持が高い。教育歴を見ると、一五歳で学校を卒業した人々が七六%と、二〇歳以上まで教育を受けた人々（六八%）よりも、軍隊を信頼している。

（四）ヨーロッパ防衛政策の決定レベル（図―5）

「ヨーロッパ防衛政策の決定はどこで行われるべきか」という問いに、EUと答えたのが四三%と最も多く、次いで自国政府が二四%、最後にNATOが一七%と低いのが注目される。つまり、NATOよりもEUの方がヨーロッパ防衛政策の決定の場としてふさわしいと考えられていたのである。(17)

国別に見ると、イタリアが六三%と圧倒的にEUを支持し、次いでフランス（五六%）、ルクセンブルク（五三%）、ベルギー（四九%）となり、

図－４　自国軍隊に対する信頼度（単位：「信頼する」国別%）

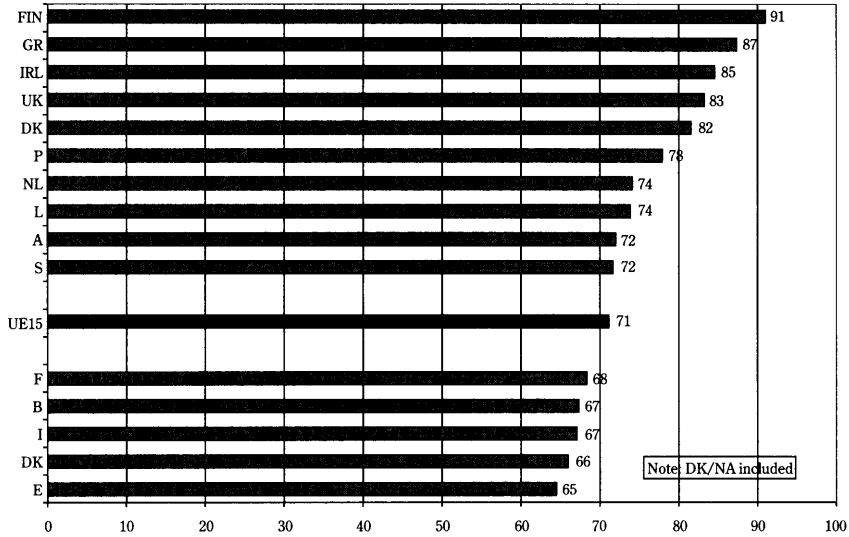

出典：Manigart, Philippe, 'Public' Opinion and European Defense', July 2001, *Special Eurobarometer*, No. 146.

原加盟国でもオランダ（四〇%）とドイツ（三八%）は平均以下となっている。低い方では、英国（二二%）、デンマーク（二七%）、アイルランド（二九%）となっている。

アイルランド（三六%）と英国（三一%）だけが、自国政府をトップに選んでいる。中立国家であるフィンランド（四一%）とオーストリア（三六%）の場合は、EUと自国政府が同率になっている。

ESDPについてオプト・アウトを認められているデンマークだけが、NATOが最も多く（四〇%）、EU（二七%）、自国政府（二七%）の順となっている。

教育歴が長い人々（二〇歳以上）の方（四九%）が、一五歳で教育を終えた人々（三五%）よりも、EUでの決定を選び、教育期間の短い人々の方（二七%）が自国政府を選ぶ傾向にある。

DKの率は、最も低いデンマーク（七%）からポルトガルの二二%まで開きがある。

図－5　ヨーロッパ防衛の政策決定のレベル（単位："Yes"％）

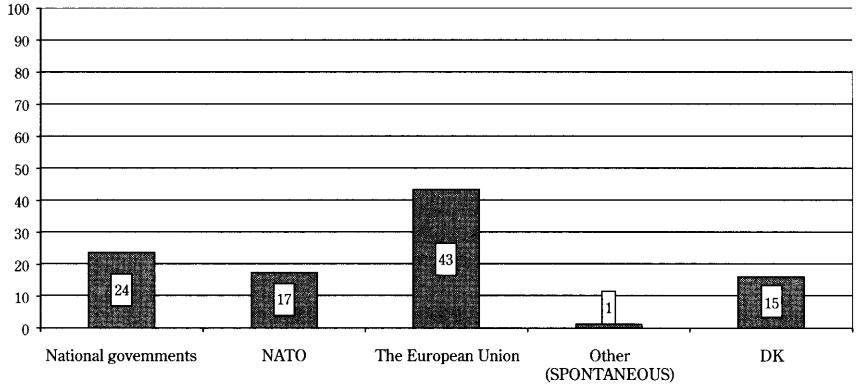

出典：Manigart, Philippe, 'Public' Opinion and European Defense', July 2001, *Special Eurobarometer*, No. 146.

（五）軍事介入決定の主体と方法（図―6）

「共通欧州安全保障政策が樹立され、EU域外の危機に対応するために原則として部隊を派遣する決定が下される時、誰が決定を下すのか」との質問が行われた。

最も多かった答えは、部隊を派遣する用意がある国家政府のみが決定すべき（四七％）であった。特定多数決で決定するがそれぞれの国家が派遣しない権利を留保する（非拘束的特定多数決）が一七％で第二位、全会一致が一一％で第三位、特定多数決で決定し全構成国に派遣を求める（拘束的特定多数決）が最下位の七％であった。

参加国の決定と非拘束的特定多数決がほぼ同数であったイタリアを除いて、すべての構成国で参加国による決定が多数を占めた。とくに英国とポルトガルが五八％、オーストリア（五六％）、スペイン（五三％）で、五〇％を超えている。逆に、連邦色の最も強い拘束的特定多数決が一〇％を超えたのは、イタリア（一三％）、ベルギーとフランスが一二％であった。

DKは、四％のギリシャから二三％のイタリアまで幅が広いが、ヨーロッパ政策決定の複雑性を示しているといえる。

図－6　軍事介入決定方法（単位：%）

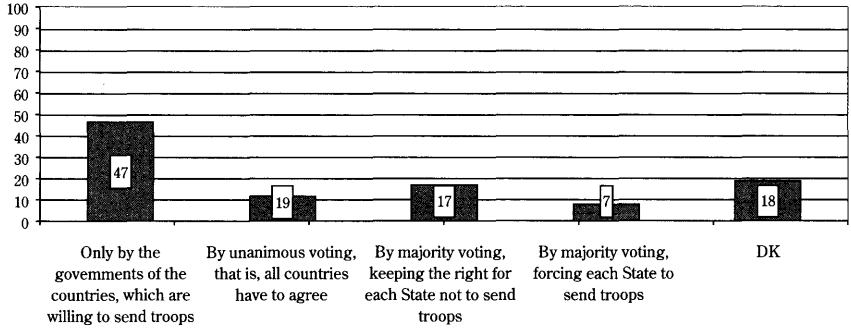

出典：Manigart, Philippe, 'Public' Opinion and European Defense', July 2001, *Special Eurobarometer*, No. 146.

（六）ヨーロッパ軍――緊急対応部隊（Rapid Reaction Forces: RRF）（図―7）

欧州安全保障防衛政策（ESDP）の下、一九九九年一二月のヘルシンキ欧州理事会は、二〇〇三年までにEU緊急対応部隊（RRF）を、三カ月以内に召集し一年間派遣できる六万人規模で編成することを決定した。そこで、「最近、EUは六万人の緊急対応部隊を創設することを決定した。個人的に、これは、大変良い、良い、悪い、大変悪いの内、どう考えますか」と問われた。

七三%の人々が、この決定を大変良いもしくは良いとみなしている。すべての構成国で、その割合は、五〇%を超えている。原加盟の六カ国のなかで、ベルギー（八二%）、イタリア（八一%）、フランス（八一%）では八〇%を超え、ルクセンブルク（七九%）とオランダ（七七%）も続いているが、ドイツ（七〇%）のみが平均を下回っている。相対的に支持が低いのは、アイルランド（五五%）、英国（六〇%）、オーストリア（六三%）である。(18)

意見のないNAは、平均一六%と高く、デンマークの六%からアイルランドの三四%まで幅が広い。

図－7　緊急対応部隊創設（単位：「支持する」国別%）

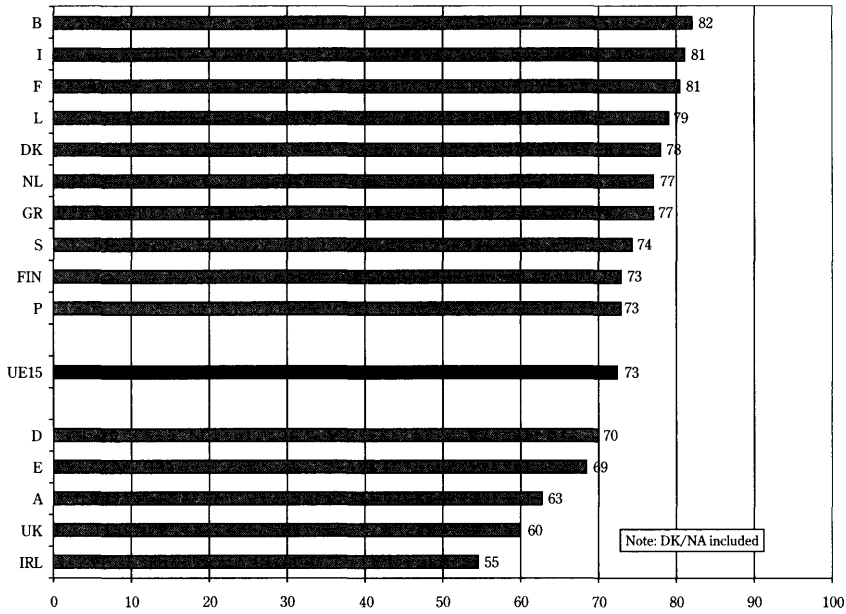

出典：Manigart, Philippe, 'Public' Opinion and European Defense', July 2001, *Special Eurobarometer*, No. 146.

（七）ヨーロッパ軍のタイプ（図―8）

ヨーロッパ軍のタイプについて、最も支持されたのは国軍＋常設ヨーロッパＲＲＦ（三七%）で、次いで国軍に取って代わる単一ヨーロッパ軍（一九%）、必要に応じて編成されるヨーロッパＲＲＦ（一八%）、国軍のみ・ヨーロッパ軍不要（一二%）となっている。

実際に決定されたヘルシンキ型よりも、国軍＋常設ヨーロッパＲＲＦが一番支持されている。ヨーロッパ軍を欲せずに、国軍で足りると答えたヨーロッパ人は、わずかに一二%で、なんらかの形のヨーロッパ軍を求めたのは七三%にのぼり、圧倒的多数の人々が国軍のみの時代は終ったと認識している。

国別に見ると、最も支持された国軍＋常設ヨーロッパＲＲＦについて、ルクセンブルク（五〇%）、ギリシャ（四八%）、フラ

図－8　ヨーロッパ軍のタイプ（単位：%）

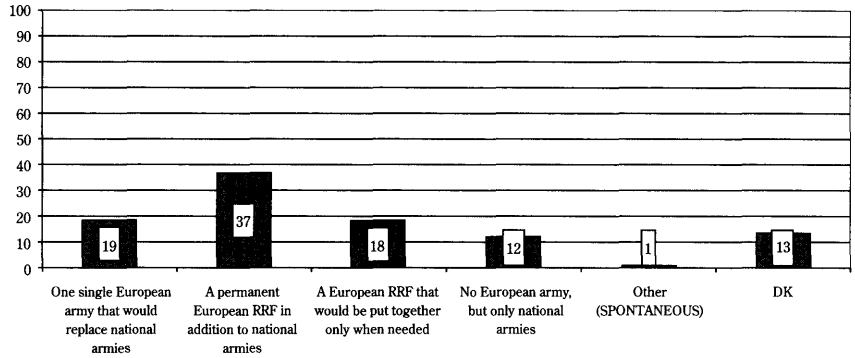

出典：Manigart, Philippe, 'Public' Opinion and European Defense', July 2001, *Special Eurobarometer*, No. 146.

ンス（四四%）、イタリア（四一%）、ベルギー（四〇%）と四〇%以上の支持がある。ただし、北欧三カ国、アイルランド、英国では、国軍に取って代わる単一ヨーロッパ軍という構想への支持は最も低い。

（八）ヨーロッパ軍の役割（図―9）

将来のヨーロッパ軍の役割について、支持が最も多いのはEUの領土防衛（七一%）で、EU内平和保障（六三%）、ヨーロッパにおける災害支援介入（五八%）、人権擁護（五一%）、人道的作戦遂行（四八%）、EU国境上の紛争介入（四四%）、紛争地域におけるヨーロッパ人の帰国（四一%）、災害時における世界の他の地域への介入（三七%）、UN平和維持任務参加（三四%）、EUの経済的利益保護（二三%）、ヨーロッパ・アイデンティティの象徴（一九%）、世界の他の地域の紛争に介入（一八%）、UN不同意任務への参加（一五%）となっている。

領土防衛という伝統的な軍隊の任務が、ヨーロッパ・レベルでも最も多くの支持を集めた。ペータースベルク任務（人道、避難作戦、平和維持、平和再興）への支持は、熱狂的なものとはいえない。EU内の任務と域外の任務、国連の支持がある任務とない任

図－9　ヨーロッパ軍の役割（単位：“Yes” %）

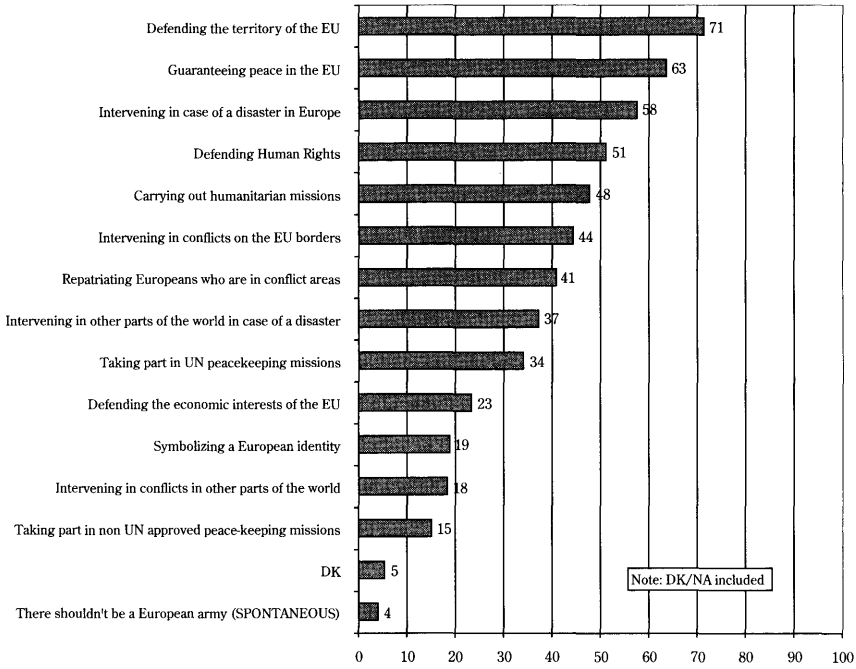

務との区別は認識されている。

アイルランドと英国を除いて、すべての構成国で、第一と第二の任務が上位二位までを占めたが、アイルランド（五九%）と英国（四九%）では、第二位に人権擁護が入った。

（九）小　括

ヨーロッパの人々は、EUが欧州安全保障防衛政策を遂行することに一貫して高い支持を与えてきているが、その意見は細かいところで決して収斂しているとはいえない。

第三節　再検証

モントリオール大学の准教授で、欧州大学院（EUI）も兼務するマルシアル・フーコー博士とパリ政治学院のバスティア

ン・イロンデル博士は、二〇〇八年四月に米国中西部政治学会（Midwest Political Science Association）にペーパー[19]を提出し、ＥＳＤＰについての世論の知識とＥＳＤＰへのヨーロッパ市民の支持の様相の間のギャップを埋めることを目的にし、同じ前述の二〇〇〇年秋の調査結果を再加工して、以下の一二の仮説を検証している[20]。

仮説一：より多くの世論が国軍を放棄することに好意的であるほど、欧州安全保障防衛政策への支持が増加し、それが国の代替として行動する：True。

仮説二：多形・多種の脅威（組織犯罪、核施設の事故、テロリズムなど）に直面すると、脅威の恐怖が強いほど、ＥＳＤＰに象徴されているような共通および世界的な対応への支持が強くなる：True（古典的な戦争の脅威を除いて）。

仮説三：軍隊の役割が前面に押し出されるほど、ＥＳＤＰへの支持は低くなる：相関関係なし。

仮説四：戦争への準備が軍隊の役割であると考慮されるほど、ＥＳＤＰへの支持は低くなる：False。

仮説五：平和維持が軍隊の役割であると考慮されるほど、ＥＳＤＰへの支持は高くなる：True。

仮説六：軍隊に対する信頼のレベルが高いほど、共通防衛への支持レベルが高くなる：True。

仮説七：ＥＵが優先的に欧州における平和と安全を維持するために設立されたことを人々が認めるほど、ＥＳＤＰへの支持は高くなる：True。

仮説八：ＥＵと比較して政府が防衛の主要な決定者であると期待されるほど、共通防衛政策への支持は低くなる：True。

仮説九：非ＥＵの枠組み（例えば、国家レベルあるいはＮＡＴＯ）で決定されるほど、ＥＳＤＰへの支持は低くなる：相関関係なし。

仮説一〇：質問された人々が、近隣の脅威の内生化という考えに同意するほど、ＥＳＤＰはより正統になる：

True。

仮説一一：欧州アイデンティティの感情が強くなるほど、ＥＳＤＰへの支持が高くなる：相関関係なし。

仮説一二：人々が、政治の分布で中道の右派／左派により一体感を感じるほど、ＥＳＤＰへの支持は低くなる：True／相関関係なし。

小　括：一二の仮説の内、八つの仮説が立証された。仮説一四は、経験的にも反駁され、領土防衛は、国家だけの役割でなく、ＥＵのような政治機構の役割でもあると認識されている。仮説一三、九、一一は、相関関係がないと判断されたが、ＥＳＤＰへの支持は、軍隊の役割の強調、非ＥＵの枠組みの存在、欧州のアイデンティティの高さとは関係なく、支持されていることを示している。仮説一二は、右派についてはマイナスの相関があったが、予想に反して中道支持者＝ＥＳＤＰ支持者という仮説には相関関係が見られなかったのである。(21)

第四節　不十分な支持

一般的に、どの国家においても、またＥＵのような国家からなる国際機構においても、市民の高い支持のない外交政策、安全保障政策、防衛政策は砂上の楼閣となる危険性がある。その意味では、『ユーロバロメーター』の調査を見る限り、ＥＵのＣＦＳＰおよびＥＳＤＰは、ＥＵ構成国の市民によって非常に高く支持されてきている。ＣＦＳＰ上級代表のソラーナ氏も「ＥＵ内での世論調査は、大部分のヨーロッパ人が、外交安全保障政策における更なる協力と共同行動を希望していることを、一貫して示している。彼らは、協同することにより、より大きな影響力を得られることを理解しているのである」(22)と述べている。

しかし、ドイツのエアランゲン＝ニュールンベルグ大学のクラウス・ブルンマー教授は、「欧州安全保障防衛

政策への世論の支持は表面的だけで、本質的ではなく、曖昧である」と主張している。[23]

ブルンマー教授は、その理由として、第一に、ＥＳＤＰに対する同一的な「ヨーロッパの」大衆の支持はない。第二の理由として、グローバルな危機管理に焦点をあてたＥＳＤＰによってカバーされている、安全保障と防衛は、ヨーロッパ人の優先順位のなかで非常に低い。第三の理由として、ヨーロッパ人は、ＥＳＤＰの中核的要素である、国際問題における正統的な手段としての軍事的な手段の適切性について大変懐疑的であると説明している。

このため、「必要なのは、グローバルな安全保障にとってヨーロッパのかかわりがなぜ必要かを説明するパブリック・ディプロマシーのキャンペーンである」。（中略）「ヨーロッパの政治エリートたちは、ヨーロッパ人に対して、ＥＳＤＰは取り組んでいる危険と脅威の性質について、それを放置した場合における個々の生活に対する結果、脅威を回避するために必要な手段について、説明しなければならない」と同教授は警鐘をならしている。[24]

おわりに

ソラーナＣＦＳＰ上級代表は、ＥＳＤＰの活動について、二〇〇六年四月の時点で、以下のように述べている。「非ヨーロッパの人々がＥＵの役割に理解を示していることは、その存在に勇気付けられる点である。私は、外遊先の中東からアフリカまで、バルカンから東南アジアまで、その他の地域において『ヨーロッパは助けてくれるのか』と呼びかけられ、感銘を受けた。我々はこのようなパートナーや市民からの要望に対応出来、また対応しなければならないと考える」。（中略）「何十年にわたり、我々の目の前にあるさまざまな形の危機に直面したが、我々はそれらに取り組む手段を欠いていた。現在、我々にはある程度の能力があり、意思決定手続きも確立

し、さらにこのような問題にどのように対応すべきかについての方針が備わっている。我々は、少なくとも一四の危機管理ミッションを実施している。このことは、四年前には何も存在していなかったことを考えると、決して少ないとは言えないだろう」[25]。

確かに、ESDPは、EUのなかでその立場を確立してきた。しかし、EUは、これまでのESDPを遂行するにあたって、いつ、どこに、どのような種類のミッションを派遣するのかを慎重に判断してきた。これまでのミッションは大きな問題もなく遂行され、継続されているものもある。生まれたばかりのESDPには、失敗が許されないのである。ESDPの背後には、市民の非常に高い支持があることは事実であるが、それも大きな失敗がないからである。EUの裏庭は、セルビアとコソボ、南オセチアとアブハジアをめぐるグルジアとロシアの確執、モルドバと沿ドニエストル、アゼルバイジャンとナゴルノ・カラバフ、チェチェンなどで、依然として不安定な状況が続いている。EUも、そのような状況にいかなる対応するのかを模索しているのである。

（1）ESDPについては、Howorth, Jolyon, *Security and Defence Policy in the European Union* (London, Palgrave Macmillan, 2007)、より広くEUの対外関係については、Keukeleire, Stephan and Jennifer MacNaughtan, *The Foreign Policy of the European Union* (London, Palgrave Macmillan, 2008) が代表的なテキストとなっている。

（2）EPCの進展については、田中俊郎「EC加盟国の政治協力――その一〇年の歩み」『日本EC学会年報』第二号（一九八二年一〇月）、田中俊郎「欧州連合と単一欧州議定書」『国際政治』第九四号（一九九〇年五月）を参照されたい。

（3）小林正英「EU安全保障戦略――政策文書の紹介と解説」『慶應法学』第二号（二〇〇五年三月）を参照されたい。

（4）小林正英「新しい安全保障主体としてのEU」、田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編『EUの国際政治』（慶應義

塾大学出版会、二〇〇七年）、二二二頁。小林氏は、これまでの任務を総合すると、非軍事的なものが八件、軍事的なものが四件、中間的もしくは未定なものが四件と分類している。展開地域としては、アチェ（インドネシア）への展開が一つあるものの、その他は旧ユーゴスラビア、サブ・サハラのアフリカ、中東およびコーカサスというEU近隣地域となっている（二二四頁）。

（5）ESDPの個々のミッションの詳細については、Merlingen, Michael and Rasa Ostrauskaite (eds.), *European Security and Defence Policy: An Implementation Perspective* (London, Routledge, 2008) が詳しい。

（6）辰巳浅嗣『EUの外交・安全保障政策』（成文堂、二〇〇一年）が代表作となっている。

（7）数多くあるが、最新のものでは、植田隆子「共通外交と安全保障」、植田隆子編『EUスタディーズ1　対外関係』（勁草書房、二〇〇七年）所収。植田氏の著作リストは同書を参照されたい。

（8）広瀬佳一「欧州安全保障・防衛政策の可能性――NATOとの関係を中心に」、『国際政治』第一四二号（二〇〇五年八月）、同「欧米関係とEUの共通安全保障・防衛政策」、田中俊郎・庄司克宏編『EU統合の軌跡とベクトル』（慶應義塾大学出版会、二〇〇六年）所収。

（9）小林正英、前掲論文以外に、小林正英「EU安全保障政策の発展」『尚美学園大学総合政策学部紀要』第八号（二〇〇四年九月）。

（10）鶴岡路人「国際政治のパワーとしてのEU――欧州安全保障戦略と米欧関係」『国際政治』第一四二号（二〇〇五年八月）、同「EU外交の中の欧州安全保障政策」、前掲田中・小久保・鶴岡編『EUの国際政治』所収。

（11）渡邊啓貴「EUの共通外交・安全保障政策の現状」『海外事情』第五六巻四号（二〇〇八年四月）。

（12）*Standard Eurobarometer, Public Opinion in the European Union*, No. 68/Autumn 2007, Fieldwork: September–November 2007, Full Report, Publication: May 2008, European Commission.

（13）被面接者の数は、構成各国約一〇〇〇名で、例外は人口の少ないルクセンブルク、キプロス、マルタ（各約五〇〇名）、逆に人口の多いドイツ（約一五〇〇名）、英国（約一三〇〇名）、合計で三万二八一名となっている（p. 171）。

（14）*Standard Eurobarometer, Public Opinion in the European Union*, No. 69/Spring 2008, Fieldwork: March–May 2008, First Results, Publication: June 2008, European Commission. 被面接者の数は、構成各国約一〇〇〇名で、例

外は人口の少ないルクセンブルク、キプロス、マルタ（各約五〇〇名）、逆に人口の多いドイツ（約一五〇〇名）、英国（約一三〇〇名）、加盟候補国三カ国を含めて三〇カ国、合計で三万一七〇名となっている（p. 68）。

(15) *Standard Eurobarometer, Public Opinion in the European Union*, No. 54/ Autumn 2000, Fieldwork: 14 November-19 December 2000, Release: April 2001, European Commission.

(16) Manigart, Philippe, 'Public Opinion and European Defense' (July 2001), *Special Eurobarometer*, No. 146. 被面接者の数は、構成各国約一〇〇〇名で、例外は人口の少ないルクセンブルク（約六〇〇名）、逆に人口の多いドイツ（約二〇〇〇名：東西ドイツ各一〇〇〇名）、英国（一三〇〇名：イングランド・ウェールズ一〇〇〇名、北アイルランド三〇〇名）、一五カ国合計で一万五九〇〇名となっている（p. 3）。

(17) 本文で引用している *Special Eurobarometer*, No. 146 以外で、欧州防衛政策の決定の場についての調査は、*Standard Eurobarometer, Public Opinion in the European Union*, No. 61/ Spring 2004, Fieldwork: February-March 2004, Release: July 2004 にもあり、EUで決定を行うべきとの意見が最も多くEU—一五で四六%、新規加盟一〇カ国（NMS）で四〇%となっている。その違いは、NMS諸国では、NATOと答えた回答者が一八%で、EU—一五では一三%となっており（p. 20）、NATOが相対的に重視されている。

(18) 同様に、緊急軍事対応部隊（RMRF）については、EU—一五で七〇%、NMSで七二%が、国際的危機が発生した時、EUはRMRFを問題発生地に早期に派遣すべきであることに同意している（*ibid.*, p. 19）。

(19) Foucault, Martial and Bastien Irondelle, 'Public opinion and European security and defense policy', paper presented at the Midwest Political Science Association, Chicago, 2-5 April 2008, Panel 16-10 : Rivalries and Alliances.

(20) *Ibid.*, Table 9 : Summary of results, p. 35.

(21) *Ibid.*, p. 21.

(22) ハビエル・ソラーナ（田中俊郎・下斗米美哉訳）「EUと日本との戦略的パートナーシップ」『法学研究』第七九巻五号（二〇〇六年五月）、二九頁。

(23) Brummer, Klaus, 'Superficial, not Substantial: The Ambiguity of Public Support for Europe's Security and Defense Policy', *European Security*, Vol. 16, No. 2 (June 2007), pp.181-199.

(24) *Ibid.*, p. 196, 197.

(25) ソラーナ前掲論文、二九―三〇頁。